◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３６１号（H28. 7. 29）◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
１．重大事故等情報＝１０件（７月２２日～７月２８日分）
（１）貸切バスの追突事故
（２）貸切バスの衝突事故
（３）法人タクシーの衝突横転事故
（４）法人タクシーの衝突事故①
（５）法人タクシーの衝突事故②
（６）法人タクシーの衝突事故③
（７）法人タクシーの衝突事故④
（８）個人タクシーの死傷事故
（９）トラックの衝突事故
（１０）大型トラックの酒気帯び衝突事故
２．貸切バス事業者に対する行政処分基準等の改正について
３．トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！～ドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを公開しました～
４．事業用自動車の運転者による飲酒運転防止の徹底について通達を発出（中部運輸局発）
５．「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」の公表について
６．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて

◇◇◇

ところに当該バスが追突した模様。

（２）貸切バスの衝突事故
７月２８日（木）午後１時００分頃、山梨県の県道において、東京都に営業所を置く貸切バスがバスガイドと乗客１名を乗せ運行中、対向してきたオートバイと衝突した。
この事故により、オートバイの運転者が死亡した。
事故は、オートバイが転倒したためバスの右前輪に衝突し、オートバイの運転者をバスの後輪でひいた模様。

（３）法人タクシーの衝突横転事故
７月２３日（土）午後６時５３分頃、大阪府の府道において、府内に営業所を置く法人タクシーが空車にて運行中、交差する左側道路から右折してきた軽乗用車と衝突し、はずみで、当該タクシーが横転した。
この事故により、タクシーの運転者が軽傷を負った。

（４）法人タクシーの衝突事故①
７月２４日（日）午前３時００分頃、京都府の国道において、府内に営業所を置く法人タクシーＡが空車にて運行中、交差点右方向から進行してきた法人タクシーＢと衝突した。
はずみで、法人タクシーＢが対向の軽自動車に衝突した。
この事故により、法人タクシーＢの乗客２名と軽自動車に乗車していた２名の計４名が重傷を負い、双方のタクシー運転者が軽傷を負った。
事故は、法人タクシーＡが信号を無視して交差点に進入したことにより発生した模様。

（５）法人タクシーの衝突事故②
７月２５日（月）午後９時２３分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せ運行中、交差点を右折した際、反対車線を直進してきた原動機付自転車と衝突した。
この事故により、原動機付自転車の運転者が死亡した。

（６）法人タクシーの衝突事故③
７月２６日（火）午前７時３７分頃、神奈川県の県道において、同県に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せ運行中、対向車線の乗用車が単独でガードレールに衝突し、その反動でセンターラインを越え、当該タクシーと衝突した。
はずみで、当該タクシーが右方向に飛び出し、乗用車の後方を走行していた車両に接触した後、コンクリートの建造物に衝突した。
この事故により、タクシーの乗客と運転者が重傷を負った。

（７）法人タクシーの衝突事故④
７月２７日（水）午後４時４０分頃、石川県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客２名を乗せ運行中、交差点において軽ワゴン車と衝突した。
この事故により、タクシーの乗客１名が死亡し、もう１名が重傷を負ったほか、当該タクシー運転者と軽ワゴン車の運転者が軽傷を負った。
軽ワゴン車は盗難車で、警察車両の追跡から逃走しており、当該交差点に信号無視で進入した模様。
また、軽ワゴン車の運転者は無免許運転であった模様。

（８）個人タクシーの死傷事故
７月２６日（火）午前３時３９分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く個人タクシーが空車にて運行中、信号機のある交差点において歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。

（９）トラックの衝突事故
７月２４日（日）午前０時４０分頃、高知県の国道において、同県に営業所を置くトラックが運行中、センターラインを越えて対向してきた乗用車と衝突した。
この事故により、乗用車に乗車していた２名が死亡した。

（１０）大型トラックの酒気帯び衝突事故
７月２７日（水）午後３時４０分頃、石川県の国道において、三重県に営業所を置く大型トラックが運行中、乗用車を追い越そうとした際、その乗用車と衝突した。
この事故による負傷者はなし。
事故後の取調べで当該トラック運転者の酒気帯び運転が判明し、現行犯逮捕された模様。

上記１０件の死傷者数計：死亡６名、重傷８名、軽傷１２名（速報値）

◇◇◇

者の処分について、違反点数の累積によらず、甚大な人身の被害をもたらす重大事故を引き起こした場合には、事業許可を取り消すことができる規定を新設しました。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
　→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000254.html

◇◇◇

＜注意喚起の掲載ページへのリンク＞
○ トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！（自動車のリコール・不具合情報ウェブサイト内）
http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety020.html

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
　→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_002309.html

◇◇◇

http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/insyuunten/index.htm
【独立行政法人自動車事故対策機構：運行管理者講習用テキスト】
　今、ドライバーに必須のアルコール教育

２．厳正な点呼を実施し、点呼時においても、呼気の状態（アルコール検知器による確認）、運転者の顔色、言動等に十分注意する等により、運転者の心身の状態を的確に把握する。

３．運転者等に対する指導及び監督を実施するにあっては、事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の実施マニュアルにより実施し、自動車を運転する場合の心構えなど、運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等について、再度理解させる。

４．特定非営利活動法人ＡＳＫ（アルコール薬物問題全国市民協会）ホームページ『職場でできるアルコール対策のポイント』を参考に、事業者自らも飲酒問題を見逃さないよう努める。
【特定非営利活動法人ＡＳＫホームページ】
http://www.ask.or.jp/ddd_point.html#check_list

◇◇◇

（２） 国は貸切バス事業者のルール違反を早期に是正させるとともに、不適格者を排除すること
（３） バス事業者、旅行業者は安全確保を最優先に据え、両業界等は協力・連携してルール遵守の環境整備を推進すること

〇対策の実施に当たっては、その実行性等について確認し、必要に応じて対策の内容の見直しや、実施方法の改善を図るなど、ＰＤＣＡサイクルを構築した上で進めることが必要であり、この点についても、当委員会において検証を行っていくこととする。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000250.html

◇◇◇

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行　国土交通省自動車局安全政策課

＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

＊ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆